

# レンタル重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名 : 愛和ライフサポート  
所在地 : 大津市蓮池町10-20  
電話番号 : 077-527-2081

介護保険事業所番号 : 2570101507

通常の事業の実施地域 : 滋賀県全域、京都市内

## 2. 事業所の職員体制

職種	人員	員
管理者	1名	常勤 1名
福祉用具専門相談員	5名 常勤 4名 ・非常勤 1名	

## 3. 営業日及び営業時間

営業時間 : 9:00~17:00 (営業時間外も場合により対応する)

営業日 : 月火水木金 (土日祝祭及び8月14~16日、12月28日~1月4日までを除く)

## 4. 取扱種目

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器  
手すり、スロープ、歩行器、歩行補助用つえ、認知症老人徘徊感知機器

移動用リフト (つり具の部分を除く) 、自動排泄処理装置 (交換可能部品を除く)

\*軽度者レンタルについて

介護保険における福祉用具貸与は、軽度者（要支援1・2、要介護1）の状態像からは利用が想定しにくい種目（車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品（マットレスなど）床ずれ防止用具、認知症老人徘徊感知機器、体位変換器、移動用リフト（つり具の部分を除く））については原則保険給付の対象となりません。また、自動排泄処理装置（交換部品を除く）についても、原則要介護4・5の方のみ対象です。（尿のみ吸引するものは要支援1からでも貸与可能）

しかし軽度者の方で身体状態等から上記の福祉用具が必要な状態である方は、ご担当のケアマネージャーを通じて、福祉用具の例外給付に係る手続きを行うことにより介護保険での貸与が可能となる場合があります。

## 5. 利用料

1) 指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は「カタログのとおり」とし、当該指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載された割合の額とします。

2) レンタル料は1ヶ月単位とし、開始月と終了月の利用料は次のとおりとする。

① 契約の開始日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料相当額

契約の開始日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料の1/2相当額

② 契約の終了日がその月の15日以前の場合は月額レンタル料の1/2相当額

契約の終了日がその月の16日以後の場合は月額レンタル料相当額

③ レンタル契約の開始日と終了日が同月内の場合は月額レンタル料相当額

## 6. お支払方法

利用者は、レンタル料金を契約開始月については納品時に現金にて支払い、2ヶ月目以降については基本的に自動引き落としにて支払うものとします。その場合は、契約者の指定する金融機関から、毎月指定日に引き落とすものとします。

## 7. 相談窓口・苦情対応・緊急連絡先

◆レンタルに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当社お客様相談センター	
管理者	西野 海
電話番号	077-527-2081
緊急連絡先	090-6667-2085

◆公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

市町村介護保険相談窓口				
市町村名	大津市介護保険課	京都市介護保険課	滋賀県国民健康保険団体連合会	京都府国民健康保険団体連合会
電話番号	077-528-2753	075-213-5871	077-510-6605	075-354-9011

\*滋賀県の大津市以外の連絡先はお問い合わせください

## 8. 当社の事業計画・運営方針等について

お客様に良質なサービスと商品を提供することにより、地域社会の発展に寄与することを

目的とします。事業の実施にあたっては、御利用者さまの心身の状況・希望及び環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取付・調整等を行う様に努めます。

9. 商品の納品、搬出の日時  
レンタル商品の納入、搬出の日時につきましては、お客様の希望にしたがって行いますので、ご指示ください。
10. 事故発生時の対応
  - (1). 事業所は利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに各関係者、各市町村、利用者様の家族、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所に連絡を行うとともに、必要な措置を行うものとする。
  - (2). 事業所は利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき理由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
  - (3). 事業所は前項損害賠償のために、損害保険に加入する。
11. (人権擁護・虐待防止)  
事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等必要な体制の設備を行うとともに、その従業者に対し研修の機会を確保しなければならない。
12. (非常災害対策)  
事業者は、非常災害等の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設と連携し、協力することが出来る体制を構築するよう努めなければならない。
13. (暴力団排除)  
事業所を運営する法人の役員及び管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）であってはならない。  
事業所は、その運営において暴力団員の支配を受けてはならない。
14. (秘密保持と個人情報保護について)  
事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。  
事業者は、事業所の従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。  
事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において利用者の個人情報や利用者の家族の個人情報を用いません。  
利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。
15. (償還払いについて)  
認定申請前のサービス、市町村に未届けの自己作成ケアプランによるサービスや、保険料支払い方法が変更された場合など「償還払い」になる場合は、利用料の全額を一旦お支払だきます。その際、サービス提供証明書を交付しますので、市町村に領収証を付けて申請額給付分の7割、8割または9割を請求して還付を受けることになります。